

岩手県告示第489号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年6月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）保安林の所在場所 一関市室根町折壁字隠谷15の1（次の図に示す部分に限る。）、24の10
    - （2）指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
    - （3）指定施業要件
      - ア 立木の伐採の方法
        - （ア）次の森林については、主伐は、択伐による。  
字隠谷15の1・24の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
        - （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
        - （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。
        - （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
  - 2（1）保安林の所在場所 一関市室根町津谷川字浮野42の1・42の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - （2）指定の目的 土砂の流出の防備
    - （3）指定施業要件
      - ア 立木の伐採の方法
        - （ア）主伐は、択伐による。
        - （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。
        - （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び一関市役所に備えて  
おいて縦覧に供する。